

(質問)

災害による県税の減免の制度について教えてください。

(回答)

減免は、天災その他特別な事情がある場合において、納税義務者の担税力の減少等の事情に着目して、条例の定めるところにより、一旦発生した納税義務を免除し、または納付税額を減額するものです。

税目ごとに減免の措置が、法律、条例等に規定されており、概要は別添のとおりです。

(問い合わせ先)

連絡先 総合県税事務所、東部相談室、自動車税事務所、税務課  
担当  
電話 総055-223-3605～3617 東0554-22-7830 自055-262-4662  
税055-223-1386～1389

F A X 総055-226-4275 東0554-22-7804 自055-263-2421 税055-223-1390

E - m a i l 総kenzei-cb@pref.yamanashi 自jidosyazei@pref.yamanashi  
税zeimu@pref.yamanashi

ホームページ 県税のホームページ <http://www.pref.yamanashi.jp/zeimu/>